

【機構の運営方針】（第3条）

- 法第3条の目的を達成するため、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努める。

【機構の行う業務】（第4条）

- 機構は、次の業務を行う
 - ・病院の設置及び運営並びにその附帯業務
 - ・介護老人保健施設の設置及び運営並びにその附帯業務
 - ・看護師養成施設の設置及び運営並びにその附帯業務
- 機構は、これらの業務を行うための施設は新設しない。
- このほか、業務に支障のない範囲で、包括的支援事業等の介護保険法に基づく事業を実施する。

【緊急時の厚労大臣の要求】（第5条）

- 機構は、災害発生等の緊急時に、業務の実施について厚労大臣の求めに応じる。

【施設の譲渡】（第6条）

- 機構は、法第14条を踏まえた譲渡に係る機構の方針を整理し、譲渡を行う際には同条を踏まえた適切な対応を行う。

【業務の委託】（第7条）

- 機構は、委託先の選定に当たっては、受託の実績等を勘案しつつ、委託費の縮減等に十分に配慮する。

【調達契約】（第8条）

- 機構は、売買等の契約に関しては、競争入札を実施するなど品質の向上、費用の縮減等に十分に配慮する。